

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第65号

佐賀県内の河川におけるヤマメ（エノハ）の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び同法第171条第4項の規定により次のとおり指示する。

ただし、佐賀県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

令和5年12月13日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会 長 有 吉 敏 和

- 1 2月1日から2月末日までの間、ヤマメ（エノハ）の採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までとする。

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第66号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び同法第171条第4項の規定により、ムツゴロウの資源を保護し、及び育成を図るため次のとおり指示する。

ただし、佐賀県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

令和5年12月13日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会 長 有 吉 敏 和

- 1 次の区域内においては、ムツゴロウを採捕してはならない。
六角川のうち次の直線A及びBによって囲まれた区域
直線A 佐賀県小城市芦刈町と杵島郡白石町との間に設置されている六角川河口堰の下流端
直線B 佐賀県小城市芦刈町と杵島郡白石町にかかる住ノ江橋下流端
- 2 指示の期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までとする。

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第67号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び同法第171条第4項の規定により、水産動物の資源保護のため、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第47条の規定による試験研究等のための採捕については、この限りでない。

令和5年12月13日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会 長 有 吉 敏 和

- 1 毎年4月1日から5月31日までの間、北山ダム及び同ダムに流入するすべての河川において投網使用による水産動物の採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までとする。

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第68号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び同法第171条第4項の規定により、水産動物の資源保護のため、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第47条の規定による試験研究等のための採捕については、この限りでない。

令和5年12月13日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会 長 有 吉 敏 和

- 1 嘉瀬川の佐賀市大和町の川上頭首工（魚道を含む。）から下流同市同町惣座橋までの区域においてすべての水産動物の採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までとする。

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第69号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び同法第171条第4項の規定により、水産動物の資源保護のため、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第47条の規定による試験研究等のための採捕については、この限りでない。

令和5年12月13日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会 長 有 吉 敏 和

- 1 松浦川の唐津市原、原中の湾地先松浦大堰堰軸からその上流側50メートル及び下流50メートルまでの区域においてすべての水産動物の採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までとする。

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第71号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び同法第171条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和7年5月14日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会 長 柴 山 雅 洋

1 指示の内容

次に掲げるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）は、県内の内水面に放流してはならない。ただし、県内の内水面で採捕したコイをその場で再放流する場合は、この限りでない。

- （1） 県内外の公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面で採捕されたコイ
- （2） コイヘルペスウイルス病の発生が確認された養殖場で養殖されたコイ
- （3） PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、その結果コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ群のコイ

2 指示の期間 令和7年5月18日から令和8年5月17日まで

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第72号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次に掲げる区域における水産動物の保護繁殖を図るため、水産動物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、佐賀県漁業調整規則（令和2年規則第63号）第47条の規定による試験研究等のための採捕については、この限りでない。

令和7年7月23日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会 長 柴 山 雅 洋

1 禁止期間

令和7年8月1日から令和12年7月31日まで

2 禁止区域

筑後川 三養基郡みやき町大字江口筑後大堰の堰軸からその上流側
300メートル及び下流側300メートルまでの佐賀県の区域